

議案第70号

## 静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例  
静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例

第1条中「静岡市立の」の次に「小学校、中学校及び」を加える。

第2条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第3条第1項中「高等学校等教育職給料表」の次に「及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第 号。以下「小中学校教育職員等給与条例」という。）第4条第1項に規定する小学校中学校教育職給料表」を、「当該給料表の」の次に「特2級、」を加え、同条第2項中「第14条において」の次に「読み替えて」を、「第22条」の次に「並びに小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第21条及び第22条」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第4条第1項中「及び定時制通信教育手当」を「若しくは定時制通信教育手当、小中学校教育職員等給与条例第3条に規定する地域手当、へき地手当、期末手当若しくは勤勉手当」に、「静岡市教育職員の退職手当に関する条例」を「静岡市教育職員等の退職手当に関する条例」に改める。

第6条第1項中「教育委員会」を「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、

「第2条第5項」を「第2条第1項」に、「52週間」を「4週間」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による勤務時間の割振り並びに教育職員についての勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び勤務時間条例第11条第1項の規定による代休日の指定については、教育委員会が定める。

第6条第3項を削る。

附則に次の1項を加える。

(小中学校教育職員等給与条例の施行に伴う経過措置)

10 小中学校教育職員等給与条例附則第7項から第11項までの規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と小中学校教育職員等給与条例附則第7項から第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。